

(平成 25 年 3 月版)

「ひょうご消費者ネット」入会案内

適格消費者団体 NPO 法人ひょうご消費者ネット

ひょうご消費者ネットは、次のような趣旨で平成 17 年 12 月に設立された、兵庫県を拠点とする消費者団体です。

『 近年、商品・サービスに関する消費者トラブルが増加しており、その内容は一段と多様化・複雑化している。一方、消費者と事業者の間の情報の量・質、交渉力の格差はますます拡大し、新たな消費者問題が急増している。

消費者契約に関する被害については、一般に、同種の被害が多数の者にわたるといふ特徴を有している。しかし、一件一件は少額な被害であることが多く、消費者側が救済をあきらめてしまう傾向も強いことから、悪質な事業活動による不当な利得が放置される結果となってしまう、そのことが消費者被害拡大の大きな要因となっている。

したがって、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を抑止する必要がある。この抑止の手段としては、消費者団体が、事業者の不当な約款、広告や勧誘行為などの問題点を迅速に把握し、是正を求めるとともに、消費者への情報提供を行うことが有効である。また、このような観点に立って、事業者の自主ルールや行政規制の在り方についても提言を行っていくことが必要である。

そのためには、消費者・学識者・専門家が協力しながら、活動を推進することが望ましい。私たちは、そうした新しい消費者組織として「ひょうご消費者ネット」を設立する。』

ひょうご消費者ネットは、平成 20 年 5 月 28 日には、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受け、主に、事業者による不当条項の利用や不当勧誘の差し止め活動（差し止め訴訟を含む）を行っています。

(なお、当団体の具体的な活動内容や組織の概要については、ひょうご消費者ネットの HP (<http://hyogo-c-net.com>) をご覧下さい。)

当団体の上記設立趣旨に賛同し、会員となっただけの方は、別紙の「入会申込書」により、会員種別を選択の上、必要事項をご記入いただき、下記事務局まで郵送・ご持参・FAXのいずれかの方法によりお申込みください。

【事務局連絡先】

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11兵庫県母子会館2階C

NPO法人ひょうご消費者ネット事務局

TEL : 078-361-7201

FAX : 078-361-7228 (25年3月6日以降は 078-361-7205)

入会申込がありましたら、入会を承認するかどうかについて検討させていただき、ご連絡いたします。入会承認ということになれば、その旨と入会金・年会費の振込先を書面で送付させていただきます。

その上で、入会金・年会費の入金が確認できましたら、正式に会員とさせていただきます。なお、正会員の方につきましては、ひょうご消費者ネットの全正会員が登録しているメーリングリストに届け出られたメールアドレスを登録させていただきます。

なお、年会費につきましては、事業年度ごと（毎年4月1日～翌年3月31日）に徴収させていただきます。

また、当団体の会員であることを営利目的で利用することはご遠慮下さい。（例えば、会員が営利事業で用いているホームページに、当団体の会員であることを記載することなど）